役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人川南町シルバー人材センター(以下「センター」という。)の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
 - (4)報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
 - (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することが できる。
- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 非常勤役員には理事会等会議に出席の都度、日額報酬を支給する。
- 4 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。ただし、役員が表彰規則の 対象者となった場合は、別に定める表彰規則のとおりとする。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 常勤役員の報酬月額は、別表1「常勤役員の報酬月額」に定める金額 の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。
- 2 非常勤役員の日額報酬は、別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 常勤役員の報酬の支給日、支給方法並びに報酬から控除する額等支給 に関する詳細は、職員給与規程を準用する。
- 2 非常勤役員の日額報酬は精算払いとし、理事長が別に定める日に通貨で直 接支払うものとする。

(費用)

第6条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、別表3に定める額を支給するものとし、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人 及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す る法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 附則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年5月30日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬月額

常務理事 15万円までの範囲内

(但し、事務局長を兼ねる場合は事務局長給与規程による)

別表2 非常勤役員の日額報酬

理事長	5,000円
その他の役員	4,000円

別表3 費用の額

(1) 非常勤役員の町内職務に係る費用

各非常勤役員の自宅からセンター又は開催場所までの距離に基づく次の額

500円

片道2km未満

片道2km以上5km未満 600円

片道 5 k m以上 700円

(2) 役員の町外職務に係る費用 旅費支給規程に定める金額

(3) その他職務に係る費用 実費